

地域の会前回定例会以降の動き

令和8年9月2日

新潟県防災局原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認

8月7日（金）、柏崎市、刈羽村とともに、安全協定に基づく発電所の月例状況確認を実施しました。

〔主な確認内容〕

- 発電所大湊側に設置されている、暖房の熱源などに使用する蒸気を供給するためのボイラー（補助ボイラー）から蒸気が漏えいした事案について、原因の調査状況の説明を受け、現場を確認しました。
- 管理区域内の冷却装置の冷媒に使用していたフロンを、発電所構外で廃棄処理した際、保安規定上必要な搬出前の放射線測定及び記録確認が実施されていなかった事案について、原因と対策について説明を受け確認しました。
- 7月に発生したけが人発生事案について、それぞれの事案の原因と対策の説明を受け、現場を確認しました。

2 その他

8月21日 報道発表「原子力災害を想定した防災訓練（航空機避難訓練）を実施します」

原子力災害を想定した防災訓練（航空機避難訓練）を実施します

原子力災害時における対応力の向上を図るため、航空機（ヘリコプター）避難訓練を下記のとおり実施します。

取材にあたっては、別添の取材要領に従ってください。

記

1 日時

令和 8 年 9 月 5 日（土） 8：50～11：05

※ 天候不良等により訓練開始時間が繰り下げとなる場合があります。

2 会場

（1）源土運動広場（刈羽村西谷 1841）

（2）油田地区内 場外ヘリポート（刈羽村油田地内）

（3）三面川東河川公園（村上市村上 5448 番地 2）

※ 当日、村上市への飛行が困難な場合等は、飛行先を三条・燕総合グラウンド（三条市上須頃地内）に変更します。

3 参加機関・参加人数

（1）参加機関

県、刈羽村、村上市、陸上自衛隊（第 12 旅団司令部、第 2 普通科連隊、第 30 普通科連隊、第 12 ヘリコプター隊）、第九管区海上保安本部、山形県消防防災航空隊、バス事業者

（2）参加人数

約 100 人（うち刈羽村民 18 人）

4 訓練内容等

（1）想定

- ・ 柏崎地域での震度 6 強の地震に伴い、柏崎市及び刈羽村で液状化や土砂崩れ等による交通障害が発生するとともに、柏崎刈羽原子力発電所 6 号機において、原子炉が自動停止。炉心冷却機能の一部が喪失し施設敷地緊急事態に至る。
- ・ 震度 6 強の余震が発生し、柏崎市及び刈羽村の道路状況がさらに悪化するとともに、刈羽村油田地区が斜面崩落等により孤立。
- ・ 油田地区の孤立解消には長時間を要すると見込まれるため、全面緊急事態に至った場合には油田地区住民について、陸上自衛隊・海上保安庁・山形県消防防災航空隊の航空機（ヘリコプター）により村上市へ避難することを、県災害対策本部において決定。
- ・ 震度 6 強の余震に伴い、柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の状況が悪化、炉心冷却機能を喪失し、全面緊急事態に至る。これを受け、県は油田地区を含む P A Z 住民へ避難実施を指示。

(2) 内容

- ・刈羽村職員が、孤立地域の住民を誘導するため、陸上自衛隊の協力により航空機（ヘリコプター）で源土運動広場から油田地区内 場外ヘリポートへ移動。
- ・油田地区住民は、刈羽村からの指示により、油田地区集会場に集合し、村職員の受付の後、油田地区内 場外ヘリポートに移動。
- ・住民は3機関の航空機（ヘリコプター）で村上市（三面川東河川公園）へ避難。
- ・三面川東河川公園へ着陸後、住民はバスで避難経由所（村上市民ふれあいセンター）へ移動。

訓練行程	内容
【8:50～9:05】 源土運動広場 → 油田地区内 場外ヘリポート	刈羽村職員は、陸上自衛隊の航空機（ヘリコプター）で、油田地区内 場外ヘリポートへ移動
【9:30～10:45】 油田地区内 場外ヘリポート → 三面川東河川公園	油田地区住民は、各運航機関の指示に従い、航空機（ヘリコプター）で三面川東河川公園に避難
【10:50～11:05】 三面川東河川公園 → 村上市民ふれあいセンター	住民は、バスで避難経由所（村上市民ふれあいセンター）へ移動し訓練終了

5 天候不良等に応じた訓練開始時刻・飛行先等の変更

天候不良等により、訓練時間や航空機（ヘリコプター）の飛行先等が、以下のとおり変更となる場合があります。

変更については、当日、県原子力安全対策課HPでお知らせします。

変更項目	変更要因	変更内容
離陸時刻	天候等により航空機（ヘリコプター）が飛行できない場合	1時間ごとに最大約7時間（16:10頃）まで繰り下げ
飛行先	村上方面の天候不良等の場合	三面川東河川公園から三条・燕総合グラウンドに変更
搭乗者	油田地区内 場外ヘリポートから11時30分までに離陸できない場合	住民から村又は県職員に変更

6 訓練の中止

以下に該当する場合、訓練の全部又は一部を中止します。

訓練の中止については、県原子力安全対策課HPでお知らせします。

- (1) 県内で災害の発生又は発生のおそれがある場合等、主催者が訓練実施困難と判断したとき。
- (2) 訓練の実施中に事故が発生し、主催者が訓練継続困難と判断したとき。
- (3) 16時10分頃までに、航空機（ヘリコプター）が油田地区内 場外ヘリポートから飛行することが困難となったとき。
- (4) その他、主催者が訓練を中断することが適当と判断したとき。

【本件についてのお問合せ先】

原子力安全対策課 川村、奥山
(直通) 025-282-1695 (内線) 6455、6452

令和 8 年 9 月 2 日
新 潟 県

「地域の会」委員質問への回答

〈本間委員〉

9 月 5 日の地域の会における避難訓練（引き渡し訓練）について、県の回答が不十分でしたので、改めて文書で質問させていただきます。

I 避難計画における引き渡しについて、以下のような場合についてどうする予定なのか教えてください。（口頭で質問した内容です）

PAZ では複合災害等で避難ができないときは、屋内退避とされています。このような場合、学校に親が到着するのに時間を要した場合、事態が悪化して引き渡しが中止されたのち、放射性物質が放出されたのちになってしまう可能性もあると考えます。先日の会では親の到着を待っているうちに事態が悪化した場合に、学校内で屋内退避するというような回答でしたが、以下の点についてご回答ください。

- 1) 食料など屋内退避を前提とした準備はされているのでしょうか
- 2) 放射性物質が放出された後、家族が学校に到着するという事も当然あると思いますが、そのような場合でも、家族への引き渡しは行われるのでしょうか？ それとも規定により引き渡さないのでしょうか？

II 地域の会での県の回答では、バスの台数などを把握していないということでしたが、市や村は学校等への必要なバス台数を把握していると理解しております。（そのほかの避難者の各集合場所に配置するバス台数も当然把握されていると思います。）

そこで以下の 2 点についてご回答ください。

- 1) 学校等へ派遣されるバスは台数も含め決められていると思いますが、（台数の問題についてはここでは回答不要です）どこのバス会社がどこの学校を担当するのかあらかじめ決められているのでしょうか？
- 2) ある程度決められているのであれば、どこの学校にどのバスを派遣し、誰が向かうのか（複数のカバーも含めて、細かくは変更もありうると思いますが）運転手は決められているのでしょうか
- 3) 地域の会の際に県が示した図では、PAZ では引き渡し終了後（又は同時期）に「避難バスを手配し、バスの到着時刻を（学校に）連絡する」とされていますが、現実問題としてもっと早く、具体的には引き渡しが始まるくらいのタイミングでバスの手配を行い学校に向かわせるべきではないでしょうか？

早く到着して、学校で待機することになっても何の問題もないと思います。

UPZ についても引き渡しが中止され、一時移転の必要が出てからバスの手配をするというような記載になっていますが、これも同じです。

回 答

（質問Ⅰ—１について）

ご指摘のPAZにおいて複合災害等で避難ができないときに屋内退避を行う場合についてですが、国が取りまとめた「柏崎刈羽地域の緊急時対応」においては、「暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表され、外出することで命に危険が及ぶような場合は、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者※等及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施」することとなっています。

※ 施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者

- イ 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

また、避難にあたっては、施設敷地緊急事態要避難者は、全交流電源喪失が30分以上継続するなどの施設敷地緊急事態に至った段階で避難、その他の住民は、炉心冷却機能喪失などの全面緊急事態に至った段階で避難することになります。

ご指摘の児童等の引渡しについては、原発の状況が悪化する前に、児童等を早めに保護者に引渡すため、これらの事態に至る前の柏崎市又は刈羽村で震度6弱以上の地震が発生するなどの警戒事態に至った段階で行うものです。

このため、PAZ内の学校・保育所等については、児童等の屋内退避を前提とした備蓄は行っておりませんが、多くは自然災害に備えた指定避難所となっており、指定避難所としての水や食料などの備蓄、また、事前の備えで不足する場合には、自衛隊等の実動組織が学校へ必要な物資の緊急輸送を行うこととなります。

なお、万が一、柏崎刈羽原発で事故が発生した場合でも、代替循環冷却設備を使用することで放射性物質の放出を少なくとも7日間遅らせることができることが、国の適合性審査で確認されています。PAZにおいて、地震や大雪等の複合災害で直ちに避難ができない場合は、この間に道路の啓開や除雪を行った上で避難することを想定しています。

（質問Ⅰ—２について）

放射性物質が放出された後であっても 保護者への引渡しは行われるかとのご質問については、前述のとおり、P A Z の避難については、施設敷地緊急事態要避難者は、全交流電源喪失が 30 分以上継続するなどの施設敷地緊急事態に至った段階で避難、その他の住民は、炉心冷却機能喪失などの全面緊急事態に至った段階で避難することになります。

ご指摘の児童等の引渡しについては、原発の状況が悪化する前に、児童等を早めに保護者に引渡すため、これらの事態に至る前の柏崎市又は刈羽村で震度 6 弱以上の地震が発生するなどの警戒事態に至った段階で行うものです。

このため、放射性物質の放出後、保護者が学校に到着し、引渡しを行う状況は生じにくいと考えられますが、万一、そのような状況が生じた場合には、保護者・児童等とともに、天候が回復するなど、安全が確保できるまでの間は、屋内退避するとともに、自衛隊等の実動組織に道路啓開や保護者・児童等の避難の輸送を要請することになります。

なお、万が一、柏崎刈羽原発で事故が発生した場合でも、代替循環冷却設備を使用することで放射性物質の放出を少なくとも 7 日間遅らせることができると、国の適合性審査では確認されており、この間に道路の啓開や除雪作業を行った上で避難することを想定しています。

（質問Ⅱ—１について）

どのバス事業者が、どの学校を担当するのかあらかじめ定めているのかとのご質問についてですが、児童等の引渡しについては、柏崎市又は刈羽村で震度 6 弱以上の地震が発生するなどの警戒事態に至った段階で行いますが、この段階では、原発の設備等に被害がない場合もあり得ること、また、各バス事業者も通常の事業を行っていることが想定されることから、ご指摘のように学校ごとの担当会社をあらかじめ決めているものではありません。

国が取りまとめた「柏崎刈羽地域の緊急時対応」では、P A Z の学校・保育所の児童等の避難について、職員を含めた避難の対象者数は 2,442 人、避難に必要なバス台数は 55 台と想定されています。

警戒事態が発生した際は、県災害対策本部がバス協会及びバス事業者に連絡し、P A Z における所要見込み台数を速やかに確保できるよう調整することとしており、柏

崎市及び刈羽村とも連携し、避難に必要な台数を確保して、可能な限り速やかにバスに学校・保育所等へ向かっていただくこととしています。

また、バス会社が対応できない場合には、自衛隊等の実動組織により緊急輸送を行うこととしています。

（質問Ⅱ—２について）

どの運転手に対応するのかあらかじめ定めているのかとのご質問についてですが、災害はいつ発生するか分からないこと、また運転手の勤務シフトは様々であることから、あらかじめバス事業者や運転手を個々に定める形ではなく、県災害対策本部が調整の上、状況に応じて対応可能な事業者・運転手に対応いただくこととしています。

（質問Ⅱ—３について）

施設敷地緊急事態に至った段階で避難用バスを手配するのではなく、より早い段階でバスを手配し学校へ向かわせるべきではないかとのご質問についてですが、児童等の引渡しについては、柏崎市又は刈羽村で震度６弱以上の地震が発生するなどの警戒事態に至った段階で行いますが、この段階では、原発の設備等に被害がない場合もあり得ること、また、各バス事業者も通常の事業を行っていることが想定されます。

このため、施設敷地緊急事態に至った段階で早急に避難を行えるよう、警戒事態となった段階で、施設敷地緊急事態に至った場合に備え、県や柏崎市、刈羽村等が原発や学校等の情報収集を行い、施設敷地緊急事態への移行が見込まれる場合は、避難用バスの確保に向けて、県災害対策本部が速やかに要請します。この点について、前回定例会で県が配付した資料に記載していなかったことから、追記させていただきました。

なお、UPZにおける避難についても、県は、事態の推移等について、随時バス協会に連絡するとともに、UPZにおいて一時移転が必要となる事態に備え、バスの確保見込み台数を把握するなど、出動の準備を行い、必要があれば、すぐに出動するようバス事業者へ要請します。

この点についても、ご指摘を踏まえ、前回定例会で県が配付した資料に追記させていただきました。

新潟県原子力防災訓練（学校等における児童の保護者への引渡し訓練）

令和8年8月5日
新潟県防災局原子力安全対策課

1 新潟県原子力防災訓練の概要

県では、県、市町村、国、関係機関による災害対策本部の運営訓練及び住民に参加いただく避難訓練からなる総合訓練を実施するとともに、児童等を保護者へ引渡す訓練や、様々な事態を想定したヘリコプターや船舶による避難訓練、冬季の自衛隊による除雪訓練や住民避難訓練、緊急時モニタリング訓練などの個別訓練を実施し、原子力災害時の対応力の向上を図っています。

<令和7年度 実績>

① 総合訓練

訓練名	日程	概要等	参加人数
本部運営訓練等 	10月23日 (木)	【実施場所】 県庁災害対策本部会議室 ほか 【参加機関】 県、市町村、内閣府、原子力規制庁、東京電力 等 【訓練内容】 災害対策本部や現地オフサイトセンター(OF C)における一連の流れや手順を確認	約260人
住民避難訓練 	11月9日 (日)	【実施場所】 県内各所 【参加機関】 県、市町村、陸上自衛隊、東京電力 等 【訓練内容】 P A Z ・ U P Z の5市村（柏崎市、刈羽村、長岡市、見附市、燕市）の住民が参加し、計画で定める受入自治体への広域避難訓練を実施	約800人 (うち 避難住民 300人)

② 個別訓練

訓練名	日程	概要	参加人数
学校等における児童の保護者への引渡し訓練	7月10日 ～ 11月7日 のうち 10日間	【実施場所】 柏崎市・刈羽村の学校・保育所（計11か所） 【参加機関】 県、柏崎市、刈羽村、バス事業者 【訓練内容】 児童の保護者への引渡し訓練及び一時移転訓練を実施	約2,800人
夜間ヘリコプター避難訓練 	8月30日 (土)	【実施場所】 鯖石川改修記念公園(柏崎市)、妙高ふれあいパーク(妙高市) 【参加機関】 県、柏崎市、陸上自衛隊、バス事業者 【訓練内容】 原子力災害時に孤立地域が発生し、夜間のうちに避難することになった状況を想定し、ヘリコプターによる住民避難訓練を実施	約90人
冬季緊急時モニタリング訓練 	1月16日 (金)	【実施場所】 新潟県放射線監視センター ほか 【参加機関】 県、東京電力 【訓練内容】 冬季の原子力災害を想定し、関係機関が積雪時における環境試料(積雪、土壌、大気)の採取・運搬、核種分析及びモニタリング車による走行測定等の基本手順を確認	約40人

2 学校・保育所等における児童の保護者への引渡し訓練について

(1) 訓練概要

原子力災害時に、学校等が作成している危機管理マニュアルに基づき、児童、生徒の避難が円滑に行われるよう、保護者への連絡及び引渡し、屋内退避等の手順の確認や避難手段の確保、避難誘導等の訓練を実施しています。

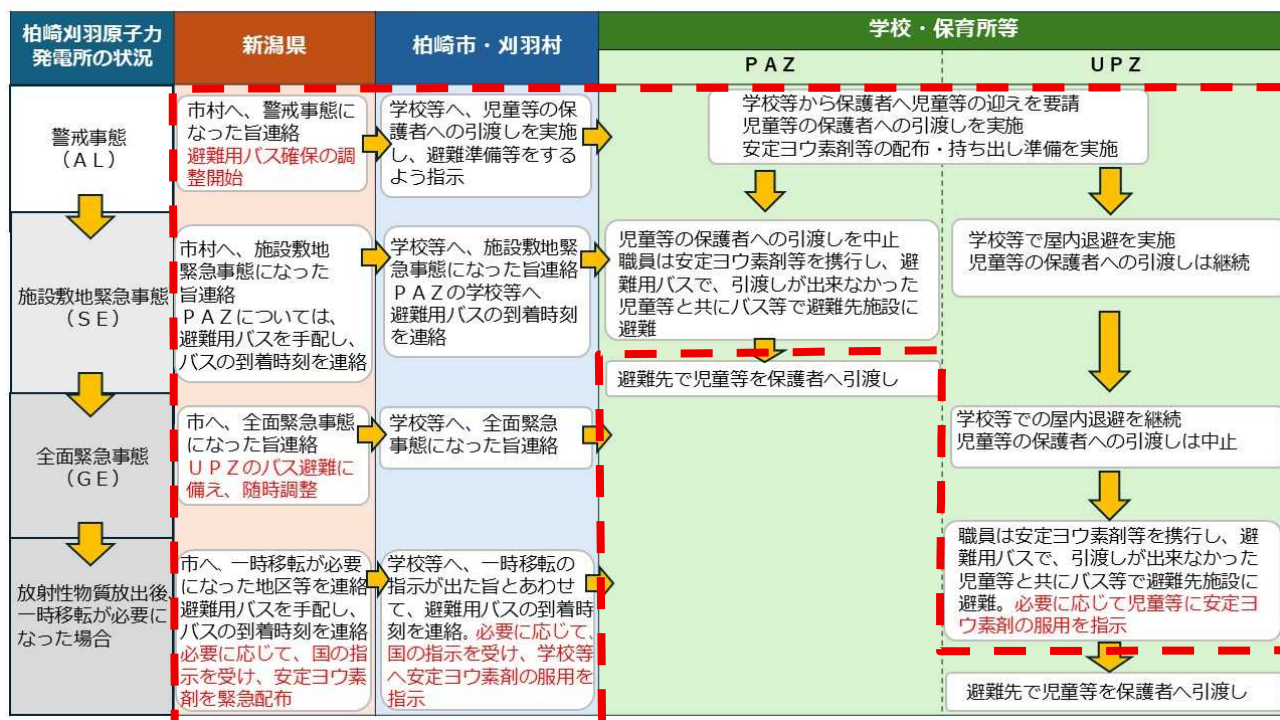
(2) 柏崎市・刈羽村における事態進展に応じた対応

訓練では、点線枠内の部分について、手順の確認等を実施しています。

(主な訓練内容)

- ① 県から市村へ原子力発電所の状況等の情報伝達を実施
- ② 市村から学校等へ、情報伝達するとともに、児童等の引渡し指示を実施
- ③ 学校等から保護者へ、児童等の迎えを要請
- ④ 保護者への児童等の引渡しを実施
- ⑤ 保護者への引渡しができなかった児童等のバス避難を実施

※訓練では避難先市町村までの広域避難は実施せず、避難経路の途中で学校等へ戻り訓練終了



(昨年度訓練の様子)



保護者への児童引渡し



避難用バスへの移動

【参考動画】

「令和7年度新潟県原子力防災訓練（概要）」
(YouTube「新潟県公式チャンネル」)



(URL : https://www.youtube.com/watch?v=-IRAZHZnx_8)

(動画時間：20分12秒)